

○経済産業省令第三十七号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）及び関係法令の規定に基づき、火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

経済産業大臣 梶山 弘志

火薬類取締法施行規則等の一部を改正する省令

第一条～第八条 「略」

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第九条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(供給設備の点検の方法)

第三十六条 [略]

一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で点検を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上点検を行うものとする。

表 [略]

二・三 [略]

改正前

(供給設備の点検の方法)

第三十六条 [略]

一 点検は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

表 [略]

二・三 [略]

2
〔略〕

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 〔略〕

一 調査は、次の表の上欄に掲げる消費設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由により同表下欄に掲げる回数で調査を行うことが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上調査を行うものとする。

表 〔略〕

二〇五 〔略〕

2
〔略〕

(消費設備の調査の方法)

第三十七条 〔略〕

一 調査は、次の表の上欄に掲げる供給設備の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる事項について同表の下欄に掲げる回数で行うものとする。

表 〔略〕

二〇五 〔略〕

第三十八条 「略」

(周知の方法)

第三十八条の二 周知を行う保安機関（以下この条から第三十八条の四までにおいて単に「保安機関」という。）は、その周知に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で周知させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上周知させなければならない

第三十八条 「略」

(周知の方法)

第三十八条の二 周知を行う保安機関（以下この条から第三十八条の四までにおいて単に「保安機関」という。）は、その周知に係る一般消費者等に対し、供給開始時及び二年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。

い。

2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で周知させることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回以上周知させなければならない。

一・二 [略]

3 [略]

2 保安機関は、その周知に係る一般消費者等が、次の各号に掲げる消費設備を所有し、又は占有する場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該一般消費者等に対し、供給開始時及び一年に一回以上の回数で第二十七条各号の事項を記載した書面を配布し、当該事項を周知させなければならない。

一・二 [略]

3 [略]

第三十八条の三、第四十七条の二 〔略〕

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第四十八条 〔略〕

2 前項において災害その他やむを得ない事由により

同項の期間内に報告することが困難であるときは、

経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に

報告しなければならない。

3・4 〔略〕

第四十九条、第八十条 〔略〕

第三十八条の三条、第四十七条の二条 〔略〕

(認定液化石油ガス販売事業者の報告義務)

第四十八条 〔略〕

〔新設〕

2・3 〔略〕

第四十九条、第八十条 〔略〕

(充てん設備の保安検査)

第八十一条 法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回受けるものとする。ただし、災害その他やむを得ない事由によりその回数で保安検査を受けることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間に一回受けるものとする。

2|| 使用を休止した充てん設備であつて、当該充てん

(充てん設備の保安検査)

第八十一条 法第三十七条の六第一項本文の規定により都道府県知事が行う保安検査は、一年に一回行うものとする。ただし、使用を休止した充てん設備であつて、当該充てん設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出たものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようとする日までの期間が一年以上であるもの（以下「休止充てん設備」という。）にあつては、当該充てん設備を再び使用しようとするときまで行わないものとする。

「新設」

設備の許可をした都道府県知事にその旨を届け出た
ものであり、かつ、前回の保安検査（保安検査を受
けたことのない充てん設備にあつては、完成検査）
を受けた日から当該充てん設備を再び使用しようと
する日までの期間が一年以上であるもの（以下「休
止充てん設備」という。）にあつては、当該充てん
設備を再び使用しようとするときまで行わないもの
とする。

3| 5|
[略]

第八十二条〜第三百三十一条の二 [略]

(報告)

2| 4|
[略]

第八十二条〜第三百三十一条の二 [略]

(報告)

第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。

ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に報告することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に報告しなければならない。

表 [略]

様式第44 (第81条関係)

[略]

1～3 [略]

4 その他特記事項

第三百三十二条 次の表の上欄に掲げる者は、毎事業年度経過後三月以内に、同表の中欄に掲げる事項を、同表の下表に掲げる者に報告しなければならない。

表 [略]

様式第44 (第81条関係)

[略]

1～3 [略]

[新設]

<p>(備考) 1・2 [略]</p> <p>3 <u>第81条の災害その他やむを得ない事由により経済産業大臣又は都道府県知事が定めた期間内を受ける場合にあつては、その旨を記載すること。</u></p>	<p>(備考) 1・2 [略]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

第十条～第十二条 [略]

附 則

この省令は、公布の日から施行する。